患者衣賃貸借

仕 様 書

地方独立行政法人新小山市民病院

事 務 部

１．趣旨

患者様が快適かつ安心して治療を受けられる衛生的な病院環境の整備および病院経営の効率的な運営を目的として、新病院へ移転した新たな新小山市民病院の患者衣の賃貸人を募集するために必要な事項を定めるものとする。

２．調達案件名称

地方独立行政法人新小山市民病院 患者衣賃貸借

３．賃貸借を行う場所

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
地方独立行政法人新小山市民病院

４．賃貸借の内容

（１）地方独立行政法人新小山市民病院で使用する患者衣の賃貸借

ア　寝具の参考仕様及び洗濯回数並びに仕上げ条件等は別紙「患者衣内訳書及び参考仕様書（資料１）のとおりとする。

イ　患者衣の規格・寸法については、資料１を大きく逸脱しない同等規格品とする。（指定銘柄を除く）

５．賃貸遂行上の注意事項

（１）賃貸人は、リネンについて良好な衛生管理を行うため、洗濯修補については,平成５年２月１５日指第１４号厚生省健康政策局指導課長通知の別添１に定める衛生基準に従い適正に処理しなければならない。

（２）賃貸人は、病院専門の洗濯施設を有するものとする。

（３）病院業務の円滑な実施のため、臨時的に必要な予備の患者衣を病院と協議の上、必要組数を常時院内に搬入し、院内各所のリネン室に備えるものとする。

（４）患者衣は病院の指定する場所から搬入・搬出することとする。

（５）患者様及び関係者に不潔不快の念や、患者様の治療及び看護並びに病院運営に支障となる行為は絶対にしてはならない。また、患者様のプライバシーに十分配慮しなければならない。

６．施設等

病院は、患者衣の提供に必要なリネン庫を提供するが、賃貸人は、提供されたリネン庫を定期的に清掃し、常に清潔に保つこととする。

７．その他

（１）賃貸人が、火災、労働争議、業務停止及びその他の事情により賃貸が不能の状態に陥った場合の保証のため、予め業務の代行者を指定しておくものとする。な

お、業務代行保証における保証料等については、賃貸人の負担とする。

（２）天変、地変及びその他不可抗力により、患者衣の紛失、消失、破損及びその他の理由によりそれぞれに返却出来ない場合は、双方協議して決めるものとする。

（３）災害時（天災、人災とも）において、病院から緊急の対応を求められた場合は、可能な限りこれに対応するものとする。

（４）賃貸人は、病院に出入りをし、作業をする者については、予め病院に従事者名簿を提出し、承認を得るものとする。

（５）病院敷地内は禁煙とする。

（６）この仕様書は患者衣の賃貸借契約の大要を示すものであって、現場の状況に応じここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

（７）賃貸借契約の遂行において疑義が生じた場合は双方協議の上解決するものとする。

（８）契約の満了もしくは解除により契約を引継ぐときは、病院運営に支障をきたさないよう、新規賃貸人に引き継ぐこと。また、現賃貸人からの引継ぎは、新規賃貸人の責任において病院運営に支障をきたさないよう行うこと。なお、引継ぎに要する費用については、新規受託者の負担とする。